

生企甲達第16号
警務甲達第16号
刑企甲達第16号
交企甲達第14号
警公甲達第7号
平成25年4月8日

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察レディースパートナー運用要領の制定について

レディースパートナーの運用については、レディースパートナー運用要領の制定について（平成20年生企甲達第6号。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、女性から寄せられる性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、女性が被害に遭いやすい犯罪及び女性が悩みを抱きやすい事案の相談受理体制等を強化するため、別添のとおり「福井県警察レディースパートナー運用要領」を制定し、実施することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、旧通達は、廃止する。

別添

福井県警察レディースパートナー運用要領

第1 目的

この要領は、警察安全相談業務のうち、女性の相談者（以下「女性相談者」という。）から寄せられる性犯罪、ストーカー事案、配偶者からの暴力事案等、女性が被害に遭いやすい犯罪及び女性が悩みを抱きやすい事案の相談（以下「女性特有の相談」という。）を適正に受理するため、女性警察職員の中から当該相談を受理するレディースパートナー（以下「パートナー」という。）を指定し、その運用について必要な事項を定めることを目的とする。

第2 パートナーの指定及び解除

1 指定

(1) 警察署

ア 署長は、所属する女性警察職員のうち、女性特有の相談に適性を有すると認められるものをパートナーとして指定するものとする。

イ 指定人員は、警察安全相談係に女性警察官を配置する警察署にあつては当該女性警察官を含め3人以上の女性警察官とし、それ以外の警察署にあつては2人以上の女性警察職員とする。

ウ 署長は、人事異動の発令日から2週間以内にパートナーの指定を行い、レディースパートナー指定・解除名簿（別記様式）により生活安全企画課長を経由して本部長に報告するものとする。

(2) 警察本部

警察本部に勤務する女性警察官の指定は、女性警察官の所属する所属長の同意を得て、生活安全企画課長が指定するものとする。

2 解除

署長及び生活安全企画課長は、パートナーが長期休暇、疾病、長期入校等により適格性を欠くと認めるときは、その者の指定を解除し、他の者を指定するものとする。この場合における報告は、1によるものとする。

第3 パートナーの任務

1 女性相談者が女性警察職員による相談を希望する場合は、原則としてパートナーが受理すること。また、女性職員が受理する場合は、女性警察官が対応するまでの間、警察安全相談係長又は事件主管担当者（以下「相談係長等」という。）の指示を受け、応急的な対応に当たるものとする。

2 相談を受理し、対応する過程において必要があると認めるときは、他の女性警察職員又は男性警察官の同席を求めることとし、男性警察官が女性相談者から相談を受理する場合は、必要によりその補助を行うものとする。

第4 パートナーの配意事項

1 女性相談者の立場に立って親切丁寧に相談を受理すること。

2 受理中の相談について、事件性の判断、追加聴取事項等に関し、相談係長等又は当直責任者の指示を受けて対応すること。この場合において、相談係長等又は当直責任

者の安易な同席を避けるなど女性相談者の心情に配慮すること。

3 次の場合は、あらかじめ女性相談者に対して理由を十分説明し、承諾を得た上で行うこと。

- (1) 他の女性警察職員又は男性警察官の同席を求める場合
- (2) 当該相談を処理するに相応しい警察職員に対応を引き継ぐ場合
- (3) 当該相談を事件主管課に引き継ぐ場合
- (4) 当該相談を関係機関又は団体に引き継ぐ場合

4 相談の受理に際しては、警察安全相談室を使用するなどプライバシーに配慮し、女性相談者が安心して相談できる環境を構築すること。

第5 指導教養

署長、生活安全企画課長及び本部各担当部門の所属長は、相互に連携し、パートナーに対する女性相談者からの相談の受理、対応要領等の指導教養を行うものとする。

第6 運用上の留意事項

- 1 パートナーを配置する所属長（以下「関係所属長」という。）は、生活安全企画課長と連携し、実効ある運用を図ること。
- 2 関係所属長は、パートナーの運用に際し、福井県警察女性被害捜査官の指定および運用要領の制定について（平成8年刑捜一訓第4号）に基づく女性被害捜査官制度及び指定被害者支援要員運用要領の制定について（平成21年警務甲達第44号）に基づく指定被害者支援要員制度との連携を図ること。

第7 報告

署長及び生活安全企画課長は、女性相談者からの相談で、次の事項に該当すると認める場合は、事案概要等について速やかに本部長に報告するものとする。

- (1) 社会的反響の大きな事案
- (2) 女性相談者から要望がなされる等の特異事案
- (3) パートナーの運用に関し、効果的な活動事例
- (4) パートナーに対する効果的な指導教養

別記様式省略